

道の関する協定書

表題 松戸市五香南二丁目9-22の一部・9-19の一部・9-20・9-21

表題の土地について下記の通り合意「道に関する協定書」とする。

図面(赤線内)に基づく表題の土地について各所有者が入口として使用する事を承諾した。

- ①協定道路は車両・人の歩行としての進入路とする。
- ②協定道路には車両・人の歩行を妨げないため障害物を置かない。
- ③下記、署名・捺印をした各所有者(指定する家族、親戚、第三者含む)の通行とする。
- ④協定書道路内、道路の修復については老朽化が原因の場合は各所有者が折半で支払い工事を行い協定道路、地中埋設管工事等は各々所有者の費用で行う。
- ⑤協定道路は将来、所有者が第三者等へ変更した場合に於いてにも効力は継承する。
- ⑥本文は四通作成し各々の所有者が各々通保管するものとする。

2021年 9月 20日

所有者 松戸市五香南二丁目9-19の一部

住 所

氏 名

所有者 松戸市五香南二丁目9-22の一部

住 所

氏 名

所有者 松戸市五香南二丁目9-20

住 所

氏 名

所有者 松戸市五香南二丁目9-21

住 所

氏 名